

共生モデル協定（黒尊地域）再締結に係る資料

高知県林業振興・環境部 環境共生課

平成24年3月22日（木曜日）

黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定

四万十川の支流にある黒尊川流域（以下「流域」といいます。）は、四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内及び黒尊により構成されています。この流域に居住する住民の組織（以下「しまんと黒尊むら」といいます。）と四万十市、高知県とは、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に定める共生モデル地区の保全に関する協定を、次のとおり結びます。

なお、この協定は四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例の趣旨にも沿ったものです。

（目的）

第1条 流域には、多様な森林や清流、また今では数少なくなった農山村の風景など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承される地域づくりを、住民と行政とが協働で進めていくことを、この協定を結ぶ目的とします。

（名称）

第2条 この協定の名称は、黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定とします。

（協定の締結）

第3条 この協定は、しまんと黒尊むら と四万十市、高知県（以下「協定者」といいます。）とで締結します。

（協定区域）

第4条 この協定の対象となる土地の区域は、流域のなかで、協定者が所有若しくは管理する土地とします。

（目標とする姿）

第5条 私たちが目標とする流域の姿は、次のとおりとします。

- 1 川は、アユやアイキリ（アユカケ）、アメゴ（アマゴ）などの川魚が豊富に棲むことのできる清流であること
- 2 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること
- 3 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること
- 4 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること
- 5 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキとしている

（保全と活用に関すること）

第6条 流域の住民と四万十市、高知県は、第5条の目標を達成するため、協働で取り組みを進めていきます。

2 流域の住民は、自然と共生した生活を目指して次の取り組みに努めます。

- （1）川魚、カニ、エビ、植物などの天然資源を確保するため、乱獲等の防止に取り組みます。
- （2）水辺に人々が親しめるよう、雑木林や植林地などで除伐、間伐を行うとともに、遊歩道を管理します。

- (3) 里の風景を保全するため、棚田や石積みなどの管理を行います。
- (4) 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼きや木工品の材料にするなど、生活のなかで木材を利用していきます。
- (5) 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについての「記憶」を「記録」として残します。
- (6) ゴミの不法投棄問題への対策や浄化槽の設置と適正な管理などによる生活排水対策に取り組みます。
- (7) 流域の住民と流域外の人々との間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤うようなむらづくりに取り組みます。
- (8) 流域のものを活かした生産と販売を進めます。
- (9) 流域の取り組みを流域の住民みんなが共有し、また、流域外の方々に知っていただくため、情報を発信していきます。
- (10) これらの取り組みを継続して行い、次の世代に伝えていきます。

3 四万十市、高知県は、流域の自然や景観を保全するため、次の取り組みに努めます。

- (1) 森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業道などの基盤整備、災害地の復旧などに取り組みます。
- (2) 民間企業や地域の力を活かした森林整備を行い、人を森に呼び込み、森に親しむための取り組みを行います。
- (3) 民間の開発等について、自然や景観に配慮した工事が行われるよう指導を行います。
- (4) 公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材(石、木など)の活用などに取り組みます。
- (5) 農山村の風景や伝統漁法などの生活文化財産の保全に取り組みます。
- (6) ゴミの不法投棄問題への対策や浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進に取り組みます。
- (7) 水質調査を住民の方々と協働で行い、川の状態を経年的に把握していきます。
- (8) しまんと黒尊むら の取り組みを広く情報発信します。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定の締結の日から5年とし、必要に応じ見直しを行い更新するものとします。

平成18年11月19日

協定者 高知県四万十市西土佐奥屋内1180
しまんと黒尊むら代表 山本 安男 印

高知県四万十市中村大橋通4丁目10
四万十市長 澤田 五十六 印

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事 橋本 大二郎 印

新旧対照表

新	旧
<p>黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定</p> <p>四万十川の支流にある黒尊川流域（以下「流域」といいます。）は、四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内及び黒尊により構成されています。黒尊川は、平成20年6月に環境省の「平成の名水百選」に選ばれ、流域の農山村の景観は、平成21年2月に文化庁の重要な文化的景観に選定されました。</p> <p>この流域に居住する住民の組織（以下「しまんと黒尊むら」といいます。）と四万十市の黒尊むら（以下「しまんと黒尊むら」といいます。）と四万十市、高知県とは、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に定める共生モデル地区の保全に関する協定を、次のとおり結びます。</p> <p>なお、この協定は「四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例」の趣旨にも沿ったものです。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 流域には、多様な森林や清流、また今では数少なくなつた農山村の風景など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承されることを、住民と行政とが協働で進めていくことを、この協定を結ぶ目的とします。</p>	<p>黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定</p> <p>四万十川の支流にある黒尊川流域（以下「流域」といいます。）は、四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内及び黒尊により構成されています。この流域に居住する住民の組織（以下「しまんと黒尊むら」といいます。）と四万十市、高知県とは、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に定める共生モデル地区の保全に関する協定を、次のとおり結びます。</p> <p>なお、この協定は四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例の趣旨にも沿ったものです。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 流域には、多様な森林や清流、また今では数少なくなつた農山村の風景など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承されることを、住民と行政とが協働で進めていくことを、この協定を結ぶ目的とします。</p>

<p>地域づくりを、住民と行政とが協働で進めていくことを、この協定を結ぶ目的とします。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この協定の名称は、「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」とします。</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第3条 この協定は、しまんと黒尊むらと四万十市、高知県(以下「協定者」といいます。)とで締結します。</p> <p>(協定区域)</p> <p>第4条 この協定の対象となる土地の区域は、流域のなかで、協定者が所有若しくは管理する土地とします。</p> <p>(目標とする姿)</p> <p>第5条 私たちが目標とする流域の姿は、次のとおりとします。</p>	<p>(名称)</p> <p>第2条 この協定の名称は、黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定とします。</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第3条 この協定は、しまんと黒尊むらと四万十市、高知県(以下「協定者」といいます。)とで締結します。</p> <p>(協定区域)</p> <p>第4条 この協定の対象となる土地の区域は、流域のなかで、協定者が所有若しくは管理する土地とします。</p> <p>(目標とする姿)</p> <p>第5条 私たちが目標とする流域の姿は、次のとおりとします。</p>
<p>1 川は、アユやアイキリ(アユカケ)、アメゴ(アマゴ)などの川魚が豊富に棲むことのできる清流であること</p> <p>2 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること</p> <p>3 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること</p> <p>4 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること</p> <p>5 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わり、住民がイキイキとしている</p>	<p>1 川は、アユやアイキリ(アユカケ)、アメゴ(アマゴ)などの川魚が豊富に棲むことのできる清流であること</p> <p>2 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること</p> <p>3 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること</p> <p>4 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること</p> <p>5 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わり、住民がイキイキとしている</p>

<p>ともに、環境にやさしい取組みが行われ、住民がイキイキと生きていること (保全と活用に関すること)</p> <p>第6条 流域の住民と四万十市、高知県は、第5条の目標を達成するため、協働で取組みを進めていきます。</p> <p>2 流域の住民は、自然と共生した生活を目指して次の取組みに努めます。</p> <p>(1) 川魚、カニ、エビ、植物などの天然資源を確保するため、乱獲等の防止に取組みします。</p> <p>(2) 水辺に人々が親しめるよう、雑木林や植林地などで除伐、間伐を行うとともに、遊歩道を管理します。</p> <p>(3) 重要な文化的景観に選定された農山村の景観を保全するため、棚田や石積みなどの管理を行います。</p> <p>(4) 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼きや木工品の材料にするなど、生活のなかで木材を利用していきます。</p> <p>(5) 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについての「記憶」を「記録」として残します。</p> <p>(6) 流域の環境保全のため、ゴミの不法投棄への対策や、浄化槽の設置と適正な管理などの活動を、行政と協働して行っていきます。</p> <p>(7) 流域の住民と流域外の人々との間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤うようなむらづくり</p>	<p>(保全と活用に関すること)</p> <p>第6条 流域の住民と四万十市、高知県は、第5条の目標を達成するため、協働で取組みを進めていきます。</p> <p>2 流域の住民は、自然と共生した生活を目指して次の取組みに努めます。</p> <p>(1) 川魚、カニ、エビ、植物などの天然資源を確保するため、乱獲等の防止に取組みします。</p> <p>(2) 水辺に人々が親しめるよう、雑木林や植林地などで除伐、間伐を行うとともに、遊歩道を管理します。</p> <p>(3) 里の風景を保全するため、棚田や石積みなどの管理を行います。</p> <p>(4) 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼きや木工品の材料にするなど、生活のなかで木材を利用していきます。</p> <p>(5) 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについての「記憶」を「記録」として残します。</p> <p>(6) ゴミの不法投棄問題への対策や浄化槽の設置と適正な管理などによる生活排水対策に取り組みします。</p> <p>(7) 流域の住民と流域外の人々との間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤うようなむらづくりに取組みします。</p> <p>(8) 流域のものを活かした生産と販売を進めます。</p> <p>(9) 流域の取組みを流域の住民みんなが共有し、また、</p>
---	---

<p>に取組みます。</p> <p>(8) シカ肉、シシ肉の利活用に取組みます。</p> <p>(9) 流域のものを活かした生産と販売を進めます。</p> <p>(10) 流域の取組みを流域の住民みんなが共有し、また、流域外の方々に知っていただくため、情報を発信していきます。</p> <p>(11) これらの取組みを継続して行い、次の世代に伝えていきます。</p> <p>3 四万十市、高知県は、流域の自然や景観を保全するため、次の取組みに努めます。</p> <p>(1) 森林の多面的な機能を継続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業道などの基盤整備、災害地の復旧などに取組みます。</p> <p>(2) 民間企業や地域の力を活かした森林整備を行い、人を森に呼び込み、森に親しむための取組みを行います。</p> <p>(3) 民間の開発などについて、自然や景観に配慮した工事が行われますよう指導を行います。</p> <p>(4) 公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石、木など）の活用などに取組みます。</p> <p>(5) 重要な文化的景観に選定された農山村の景観や伝統漁法などの生活文化財産の保全に取組みます。</p> <p>(6) 鳥獣被害の防止に取組みます。</p>	<p>流域外の方々に知っていただくため、情報を発信していきます。</p> <p>(10) これらの取組みを継続して行い、次の世代に伝えていきます。</p> <p>3 四万十市、高知県は、流域の自然や景観を保全するため、次の取組みに努めます。</p> <p>(1) 森林の多面的な機能を継続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業道などの基盤整備、災害地の復旧などに取組みます。</p> <p>(2) 民間企業や地域の力を活かした森林整備を行い、人を森に呼び込み、森に親しむための取組みを行います。</p> <p>(3) 民間の開発等について、自然や景観に配慮した工事が行われますよう指導を行います。</p> <p>(4) 公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石、木など）の活用などに取組みます。</p> <p>(5) 農山村の風景や伝統漁法などの生活文化財産の保全に取組みます。</p> <p>(6) ゴミの不法投棄問題への対策や浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進に取り組みます。</p> <p>(7) 水質調査を住民の方々と協働で行い、川の状態を定期的に把握していきます。</p> <p>(8) しまんと黒尊むらの取組みを広く情報発信しま</p>
--	---

<p>(7) ゴミの不法投棄問題への対策や浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進に取組みます。</p> <p>(8) 水質調査を住民の方々と協働で行い、川の状態を経年的に把握していきます。</p> <p>(9) しまんと黒尊むらの取組みを広く情報発信します。</p> <p>(協定の有効期間) 第7条 協定の有効期間は、協定の締結の日から5年とし、必要に感じ見直しを行います。</p>	<p>す。</p> <p>(協定の有効期間) 第7条 協定の有効期間は、協定の締結の日から5年とし、必要に感じ見直しを行います。</p>
---	--

【共存モデル地区（黒尊流域）の活動総括】

黒尊川流域では、平成 18 年 11 月 19 日に流域の住民組織「黒尊むら」と四万十市、高知県の三者にて「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」を 5 カ年の協定期間として締結した。黒尊むらでは、5 カ年協定期間の満了後、協定内容を一部変更し、市と県との再協定を望んでいる。

再協定をする前に、協定期間中の活動総括を行った。活動を通じて「目標とする姿」にどれだけ近づけたかを以下活動の総括をすることとする。

（1）川はアユやアイキリ、アメゴなどの川魚が豊富に棲むことができる清流であること（清流環境についての活動総括）

黒尊むらと県は、協働で黒尊川の定期的に水質調査（年に 4 回）を行っている。調査項目は、四万十川条例における清流度、水生生物、窒素、リン、他に国の環境基準項目である PH、SS、BOD、DO、大腸菌群数を実施してきた。

水質調査については、国の環境基準項目は数値を満足しており、四万十川独自の水質基準である清流基準では、水生生物、窒素、リンは基準を満足しているが、清流度については、箇所により年々基準を下回る箇所が増えてきている。

また、四万十市は生活排水対策として、新規に合併浄化槽を整備（計 5 基）。県の補助事業等で、河川内へ不法投棄されたゴミの回収（計 2 回）を実施した。

ただし、地元からは以前に比べて水量が減り淵に砂利が入ってきたという意見が多く、その他アユやアイキリは少なくなったという意見や、災害等の河川工事で自然護岸から人工護岸になって、水の流れが変わったという意見も聞かれた。

2）水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること（水辺環境についての活動総括）

黒尊むらは、県の森林環境税に係る補助金を利用して、河畔林の間伐と川に下りるための遊歩道を数か所整備した。当初道路から川も見えず、旅行者も立ち止まらなかったが、間伐をし、遊歩道と看板設置をしてから、川がよく見えるようになり、旅行者も興味をもってくれるようになりとても良くなったという意見が多い。ただ、草刈り等の維持管理が大変だという意見もあった。

また、水辺の植物の生育については、キシツツジ、シャシャブ、柳、ササユリ、オニユリ、彼岸花が少なくなったという意見があった。

3) 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること

(里の保全についての活動総括)

田は少なくなったが、ゆず畑は増えた印象。棚田は残っており、また、森林軌道跡は、石積みや基礎が残っている。全般にそんなに大きな変化はない。

しかし、石積みなどは豪雨で壊れた後、手入れができない、鳥獣被害が多く田畑を保つのが難しいという意見があった。

4) 森は、足元まで日が入り、歩いてたのしむことができること

(森の保全についての活動総括)

黒尊むらでは、森林環境税を使った森林の間伐を実施した。2) の総括にもある河畔林の間伐もいっしょに行い、遊歩道や看板設置は外部からの旅行者には喜ばれよかったという意見が多い。

県による間伐、作業道設置の実績は、間伐 250ha (切捨間伐：134ha、除伐：16ha、搬出間伐：100ha)、作業道延長 18km であった。

また、八面山の原生森や三本杭のブナ林は最高だという意見があった。

5) 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキしている。

(伝統文化・歴史等についての活動総括)

黒尊むらは、文化・歴史の面でいえば、お菊伝説の伝承のため、紙芝居の制作と発表を行った。地元料理については、しゃえんじりが提供しているが、黒尊まつりでも地区ごとの料理を実演販売した。

外部との交流面では、TOTO 基金を利用して、地元の口屋内小と宿毛市栄喜小との交流会 (エコクラブ交流会) を実施。また、柚子摘み体験、茶摘み体験、玖木地区の橋めぐりツアー、年に一回の黒尊まつりの開催などイベントによる交流活動は活発であった。

また、黒尊流域の自然をゆっくり宿泊して楽しんでもらうため、農家民宿「四万十くろそん宿街道」を開始。現在 5 軒の宿で宿泊可能であり、滞在型の外部交流にも取り組んでいる。

その他、黒尊の案内看板の設置や黒尊通信の発行、HP 等により、地域の内外の人々に黒尊の魅力の PR を行い、これらの活動を通じて、全般的に黒尊の知名度が上がったという印象がある。

イベント活動をすることで、普段外に出てこない人も出てきていっしょに活動できるのはよいことであり、活動を通じて笑いが出来るのが一番大事だという意見があった。

また、協定締結以降、四万十くろそん会議等を通じて、各地区で集まれる場ができ、地域の伝統文化を次の世代に引き継ぐ場ができたことは大きいという意見もあった。